

警報発表等に伴う研修の取扱いについて

1 特別警報発表等非常時

研修当日の午前7時現在（午後開講の研修については午前10時現在）で、特別警報（大雨、大雪、暴風、暴風雪等）や特別警報に位置付けられる大津波警報等が和歌山県内に発表されている場合、当日の研修を取りやめます。

※特別警報及び特別警報に位置付ける警報等については、気象庁の特別警報に関するウェブページで確認願います。（<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/#2>）

2 気象警報等発表時

研修当日の午前7時現在（午後開講の研修については午前10時現在）で、研修会場となっている市町村（※田辺市においては区域）に暴風警報、大雨警報、津波警報のいずれかが発表されている場合、当日の研修を取りやめます。

ただし、研修会場が学校（授業研修等）であり、上記以外の状況（例えば、洪水警報発表）で会場校の児童生徒が登校できない場合も、当日の研修を取りやめます。

なお、研修会場が学校（授業研修等）であり、その学校での「警報等の取扱い」に準じた判断をする場合は、詳細を当該研修のシラバスに掲載しますので、確認願います。

また、研修の実施が困難であると当センターで判断した場合（台風接近時等）、前日までに研修の取りやめを決定し、連絡することがあります。

※気象警報の発表については、気象庁の発表内容で当該市町村の情報を確認願います。

※田辺市については、平成28年3月1日から、発表区域が次の5つに分割されています。

「田辺市田辺」、「田辺市龍神」、「田辺市中辺路」、「田辺市大塔」、「田辺市本宮」

なお、教育センター学びの丘の所在地は、「田辺市田辺」区域です。

【気象警報が発表されている地方の確認方法（例）】

- ①和歌山地方気象台ウェブページのトップページを開く。
- ②「防災・気象警報」をクリックする。
- ③「当該地域の防災情報」をクリックする。

（和歌山地方気象台 電話（073）432-0632）

3 1、2以外の場合

当日の研修を実施します。ただし、不測の災害等により出席が困難であると判断される場合には、所属長の指示に従ってください。

所属長の指示により受講を取りやめる場合、市町村立学校においては市町村教委を通じ、県立学校においては管理職から教育センター学びの丘へ連絡するとともに欠席等の手続きをしてください。

その他、判断できない場合等、教育センター学びの丘へお問い合わせください。

※なお、取りやめた研修の延期、中止等については、後日改めて通知します。